

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊陽町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊陽町長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	菊陽町では、国民年金法に基づく法定受託事務、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく事務、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく事務を行う。 具体的には、 ①任意加入を含む第1号被保険者の資格取得・喪失、種別変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査 ②任意加入及び資格喪失の届出を受理し、申出に係る事実を審査 ③年金手帳の再交付申請書の受理 ④保険料の免除、学生納付特例、納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査 ⑤付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、その届出に係る事実を審査 ⑥受給権者からの裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査 ⑦任意加入を含む第1号被保険者及び受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査 ⑧特別障害給付金に関する請求書等を受理し、請求書等に係る事実を審査
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 福祉年金システム 3. 年金生活者支援給付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康・保険課
②所属長の役職名	健康・保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 総務部 総務課 電話 096-232-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 健康福祉部 健康・保険課 電話 096-232-4912
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	各種申請書については、鍵のかかる書庫に保管しており、必要以外には取り出しが行わない。				
9. 監査					
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]		
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]			
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>				
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	申請書類については、日本年金機構及び所管の年金事務所への送達を速やかに行うこととし、手元に残っている書類は、鍵付きキャビネットに保管し、滅失・他者の不正利用等対策を行っている。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一(31、83の項)	番号法第9条第1項、別表第46の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉生活部町民課	健康福祉部 健康・保険課	事後	担当部署の変更
令和7年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の職名	町民課長	健康・保険課長	事後	担当部署の変更
令和7年12月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800番地 菊陽町役場 福祉生活部 町民課 電話 096-232-4914	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800番地 菊陽町役場 健康福祉部 健康・保険課 電話 096-232-4912	事後	担当部署の変更
令和7年12月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月1日	令和7年6月1日	事後	
令和7年12月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月1日	令和7年6月1日	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	追加項目	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	追加項目	事後	